

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
字の区域の変更(二二四・市町村課).....	1
生活保護法による医療機関の指定(二二五・福祉政策課).....	2
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(二二六・福祉政策課).....	3
生活保護法による介護機関の指定(二二七・福祉政策課).....	3
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(二二八・福祉政策課).....	4
生活保護法による施術者の指定(二二九・福祉政策課).....	5
地籍調査の成果の認証(二三〇・農山村振興課).....	5
既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(二三二)〜二三三・商業振興課).....	6
基本測量終了の通知(二三四、二三五・建設管理課).....	8
建設業法による経営規模等評価の申請及び総合評定値の通知の請求の時期及び方法等(二三六・建設管理課).....	8
道路区域の変更(二三七、二三八・道路環境課).....	9
道路区域の変更及び供用開始(二三九、二四〇・道路環境課).....	11
道路の供用開始(二四一・道路環境課).....	11
通行車両の高さの最高限度を四メートルとする道路の指定及び通行方法(二四二・道路環境課).....	12
河川区域の変更による廃川敷地等(二四三・河川課).....	13
都市計画事業の事業計画の変更の認可(二四四・秋田地域振興局建設部).....	13
証紙売りさばき人の指定(二四五・会計課).....	13
告示	
秋田県電子県庁基盤構築業務についての企画提案書の提出(情報企画課).....	13

## 告 示

### 秋田県告示第二百二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、雄勝郡羽後町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日から効力を生ずるものとする。

平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
雄勝郡羽後町郡山字下四ツ屋 一の二、二の二、三の三、三の四	雄勝郡羽後町郡山字四ツ屋
雄勝郡羽後町郡山字下四ツ屋 五六、五七	雄勝郡羽後町郡山字上四ツ屋
雄勝郡羽後町郡山字四ツ屋 一の三、一の四、二の二、七の二	雄勝郡羽後町郡山字西
雄勝郡羽後町新田字嶋田 一四、二五七、二五八の一、二五八の二、四二二	雄勝郡羽後町嶋田新田字家西
雄勝郡羽後町嶋田新田字嶋田 二二三	雄勝郡羽後町嶋田新田字家南
雄勝郡羽後町嶋田新田字家南 四一、六〇、六〇の一、六一	雄勝郡羽後町嶋田新田字嶋田
雄勝郡羽後町嶋田新田字三吉前 七一の二、七一の三、一三四の二、一三五	雄勝郡羽後町嶋田新田字三吉前
雄勝郡羽後町嶋田新田字嶋田 三一五の一部、三一六の二	雄勝郡羽後町嶋田新田字三吉前

<p>大里病院谷内診療所</p>	<p>開設者氏名又は名称 医療法人春生会大里病院 理事長</p>	<p>所 在 地 鹿角市八幡平字仲の沖百番地</p>	<p>診療科名 内科</p>	<p>指定年月日 平成十六年二月十七日</p>	<p>雄勝郡羽後町睦合字大船戸呂 一から四まで、六、七、八の一、九、九の一、九</p>	<p>雄勝郡羽後町嶋田新田字大船戸呂尻 二、三、三の一、四から一まで、一一の一、一 二から一四まで及びこれらの区域に隣接する水路 である国有地の全部</p>	<p>雄勝郡羽後町嶋田新田字三吉前 一四七の二</p>	<p>雄勝郡羽後町睦合字吉淵下川原 六の三及びこの区域に隣接する水路である国有地 の一部</p>	<p>雄勝郡羽後町嶋田新田字三吉前 五〇の一、五一の三、五三の一、五四の三及びこ れらの区域に隣接介在する水路である国有地の全 部</p>	<p>雄勝郡羽後町睦合字下堀川原 一、一の一、二から七まで、七の一、八から一六 まで、一七の一、一九の二、二二、六四の一及び これらの区域に隣接介在する道路、水路である国 有地の一部</p>	<p>雄勝郡羽後町睦合字吉淵下川原 一六三、一六三の一</p>	<p>雄勝郡羽後町睦合字頭 塚</p>	<p>雄勝郡羽後町睦合字吉 淵下川原</p>	<p>雄勝郡羽後町睦合字頭塚</p>	<p>雄勝郡羽後町睦合字下堀川原 一の地先の水路である国有地の一部</p>	<p>雄勝郡羽後町睦合字下堀川原 一〇六の一、一一三、一一六の一、一一七及びこ れらの区域に隣接介在する道路、水路である国有 地の全部</p>	<p>雄勝郡羽後町睦合字頭塚 の二、一〇、一〇の一、一一、一二、一二の一、 二八、二八の一、二八の二、二九、二九の一、二 九の二、三〇から三六まで、三六の一、三六の二、 三七、三七の一、三七の二、四六、四八、四八の 一、四九から五二まで、五二の二、五七、五七の 一、五八から六六まで、六六の一、六六の二、六 七の一、六八の一、六九の一、七〇から七二まで、 七四、七五、七七、七七の一、七八、七八の一、 七九から八一まで、八二の一、八三の一、八五、 八六、八九の一、九〇の一、九一から九六まで、 九七の一、九八の一、一〇四の一、一〇五の一、 一〇六の一、一一三、一一六の一、一一七及びこ れらの区域に隣接介在する道路、水路である国有 地の全部</p>	<p>雄勝郡羽後町嶋田新田 字下川原</p>	<p>秋田県告示第二百二十五号 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の第二第 号の規定に基づき、告示する。 平成十六年三月十六日 秋田県知事 寺 田 典 城</p>
------------------	--	--------------------------------	--------------------	-----------------------------	---	--	---------------------------------	--	---	---	-------------------------------------	-------------------------	----------------------------	--------------------	---	---	--	----------------------------	---

石田内科医院	石田 強	大館市有浦二丁目四番十九号	内科、循環器科、呼吸器科、小児科	平成十六年二月二十日
シオン薬局	有限会社 クローバー 薬局 代表取締役	大館市有浦二丁目四番十八号	調剤薬局	平成十六年二月十六日

秋田県告示第二百二十六号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。  
平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

泉川医院	泉川 眞須重	本荘市表尾崎町一		平成十四年七月十二日
------	--------	----------	--	------------

秋田県告示第二百二十七号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

グループホーム大曲はなぞの	伊藤電気株式会社 代表取締役	大曲市花園町二十五番二十八号	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年一月十五日
グループホームすずらん稲川	特定非営利活動法人 又ピオー社会福祉事業振興会 理事長	雄勝郡稲川町大館字川原百二十番地	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年三月一日
デイサービスセンターすこやか森の家	社会福祉法人ファミリア ケアサービス 理事長	横手市婦気大堤字婦気前百五十四番地一	通所介護	平成十五年十月一日

シヨートステイすこやか森の家	社会福祉法人ファミリアケアサービス 理事長	横手市婦気大堤字婦気前百五十四番地一	短期入所生活介護	平成十五年十月一日
痴呆性老人グループホームふれあい荘	医療法人興生会 理事長	横手市杉沢字中杉沢四百番地	痴呆対応型共同生活介護	平成十三年一月十日
痴呆性高齢者グループホームふれあい荘2号棟	医療法人興生会 理事長	横手市杉沢字谷地中三百四十五番地	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年二月一日
株式会社小田島アクテイ介護用品部横手営業所	株式会社小田島アクテイ 代表取締役	横手市婦気大堤字平林一番二十六号	福祉用具貸与	平成十六年二月一日
グループホーム福寿草	有限会社福寿 代表取締役	仙北郡仙北町福田字川原道下五十五番地一	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年十二月十五日
株式会社小田島アクテイ介護用品部大館営業所	株式会社小田島アクテイ 代表取締役	大館市釈迦内字街道上三番八号	福祉用具貸与	平成十六年二月一日

秋田県告示第二百二十八号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

あすなる訪問看護ステーション	株式会社大曲仙北介護支援事業所 代表取締役	大曲市田町二十番二十三号	訪問看護	平成十五年六月三十日
株式会社小田島介護用品部横手営業所	株式会社小田島 代表取締役社長	横手市婦気大堤字平林一番二十六号	福祉用具貸与	平成十六年一月三十一日
株式会社小田島介護用品部大館営業所	株式会社小田島 代表取締役社長	大館市釈迦内字街道上三番八号	福祉用具貸与	平成十六年一月三十一日

秋田県告示第二百二十九号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定

したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	住 所	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
渡 部 純 悦	能代市元町十三 十七	渡部整骨院能代駅前分院	能代市元町十三 十七	柔道整復	平成十五年十月十四日
山 本 一 成	能代市花園町二十五 七	山本整骨院	能代市花園町二十五 七	柔道整復	平成十六年二月二十日

秋田県告示第二百三十号  
 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 調査を行った者の名称  
 田代町
- 二 成果の名称  
 北秋田郡田代町の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域  
 北秋田郡田代町大字早口の一部
- 三 実施年度及び認証面積  
 平成十四年度及び平成十五年度  
 三・五六平方キロメートル
- 四 認証年月日  
 平成十六年三月九日
- 五 調査を行った者の名称  
 男鹿市
- 二 成果の名称  
 男鹿市の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域  
 男鹿市船川港大字台島・楢の各一部
- 三 実施年度及び認証面積  
 平成十四年度及び平成十五年度  
 〇・八九平方キロメートル
- 四 認証年月日  
 平成十六年三月九日
- 五 調査を行った者の名称  
 協和町
- 二 成果の名称  
 仙北郡協和町の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域  
 仙北郡協和町大字荒川の一部

- 一 調査を行った者の名称  
 河辺町
- 二 成果の名称  
 河辺郡河辺町の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域  
 河辺郡河辺町大字諸井・高岡・赤平の各一部
- 三 実施年度及び認証面積  
 平成十四年度及び平成十五年度  
 〇・八九平方キロメートル
- 四 認証年月日  
 平成十六年三月九日
- 五 調査を行った者の名称  
 協和町
- 二 成果の名称  
 仙北郡協和町の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域  
 仙北郡協和町大字荒川の一部

- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年度  
四・一三平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年三月九日
- (五) 調査を行った者の名称  
仙南村
- (二) 成果の名称  
仙北郡仙南村の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
仙北郡仙南村大字金沢の一部
- (三) 実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年  
〇・六六平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年三月九日
- (六) 調査を行った者の名称  
平鹿町
- (二) 成果の名称  
平鹿郡平鹿町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
平鹿郡平鹿町大字浅舞・下鍋倉の各一部
- (三) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度及び平成十四年度及び平成十五年  
〇・九二平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年三月九日
- (五) 調査を行った者の名称  
雄物川町
- (二) 成果の名称  
平鹿郡雄物川町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
平鹿郡雄物川町大字大沢の一部
- (三) 実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年  
〇・九二平方キロメートル

- (五) 三・四〇平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年三月九日
- (八) 調査を行った者の名称  
山内村
- (二) 成果の名称  
平鹿郡山内村の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
平鹿郡山内村大字土淵の一部
- (三) 実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年  
〇・九二平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年三月九日
- (九) 調査を行った者の名称  
羽後町
- (二) 成果の名称  
雄勝郡羽後町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
雄勝郡羽後町大字足田・郡山・嶋田新田・睦合の各一部
- (三) 実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年  
一・四七平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年三月九日

秋田県告示第二百三十一号  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社伊徳 代表取締役 伊 藤 碩 彦  
大館市清水四丁目四番十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いとく片山店  
大館市片山町二丁目四番一号
- (三) 変更しようとする事項  
(1) 小売業を行う者の閉店時刻  
株式会社 伊徳  
ア 変更前 午後九時  
イ 変更後 翌日午前零時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前八時四十五分から午後九時十五分まで  
イ 変更後 午前八時四十五分から翌日午前零時十五分まで
- (四) 変更する年月日  
平成十六年三月二十日
- 二 届出年月日  
平成十六年三月四日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
大館市役所 商工課  
(二) 縦覧期間  
平成十六年三月十六日から同年七月十六日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由

## 秋田県告示第二百三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用す

る同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社伊徳 代表取締役 伊 藤 碩 彦  
大館市清水四丁目四番十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いとく能代南店  
能代市寿域長根五十二番地の三
- (三) 変更しようとする事項  
(1) 小売業を行う者の閉店時刻  
株式会社 伊徳  
ア 変更前 午後九時  
イ 変更後 翌日午前零時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前八時四十五分から午後九時十五分まで  
イ 変更後 午前八時四十五分から翌日午前零時十五分まで
- (四) 変更する年月日  
平成十六年四月十六日
- 二 届出年月日  
平成十六年三月四日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
能代市役所 商工港湾課  
(二) 縦覧期間  
平成十六年三月十六日から同年七月十六日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第二百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社伊徳 代表取締役 伊藤 碩彦

大館市清水四丁目四番十五号

- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いとく鷹巣南店

北秋田郡鷹巣町米代町十六 一ほか

- (三) 変更しようとする事項

- (1) 小売業を行う者の閉店時刻  
株式会社 伊徳

ア 変更前 午後九時

イ 変更後 翌日午前零時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時四十五分から午後九時十五分まで

イ 変更後 午前八時四十五分から翌日午前零時十五分まで

- (四) 変更する年月日  
平成十六年四月十六日

- 二 届出年月日  
平成十六年三月四日

平成十六年三月四日

- 三 関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

鷹巣町役場 商工観光課

- (二) 縦覧期間

平成十六年三月十六日から同年七月十六日まで

- 四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見書を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

意見を述べる理由

- (三)(二)(一)

秋田県告示第二百三十四号

平成十五年秋田県告示第三百二十号の基本測量について、平成十六年二月十六日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百三十五号

平成十五年秋田県告示第六百七十三号の基本測量について、平成十六年一月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百三十六号

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「省令」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、平成十六年度に行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び同法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の通知の請求(以下「申請等」という。)の時期及び方法を次のとおり定め、公示する。

平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請等の時期及び方法

- (一) 申請等の時期



個人及び決算期の属する月が平成十五年十月から同年十二月までである法人	平成十六年三月二十二日及び同月二十三日
決算期の属する月が平成十六年一月から同年三月までである法人	平成十六年七月一日及び同月二日
決算期の属する月が平成十六年四月から同年六月までである法人	平成十六年九月三十日及び同月十月一日
決算期の属する月が平成十六年七月から同年九月までである法人	平成十六年十一月十六日及び同月十七日

- (二) 申請等の方法
  - 主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課に二の書類を持参して提出すること。
- (三) (一)の時期に申請等を行うことができない者又は(二)の方法以外の方法により申請等を行う必要があると認められる者に係る申請等の時期及び方法は、建設交通部建設管理課長が別途指定する。
- 二 申請等に必要書類
  - (一) 申請書又は請求書
    - 省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書
  - (二) 添付書類
    - (一)の申請書又は請求書に記載した完成工事高に係る工事の内訳明細書
    - 技術職員以外の職員の名簿
    - 経営状況分析結果通知書の写し(総合評定値の通知の請求をする場合に限る。)
  - (三) 手数料及びその納付方法
    - (一) 手数料の額
      - 経営規模等評価申請手数料の額
      - 八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
    - (二) 総合評定値通知請求手数料の額
      - 四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

- (二) 納付方法
    - 申請等を行う際、秋田県証紙により納付すること。
  - 四 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知
    - 省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書の郵送により通知する。
  - 五 経営規模等評価に係る再審査
    - 法第二十七条の二十八及び省令第二十条第二項に規定する者は、(一)及び(二)に定めるところにより経営規模等評価の再審査の申立てをすることができる。
    - (一) 申立ての時期及び方法
      - (1) 法第二十七条の二十八に規定する者
        - 経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に建設交通部建設管理課に(二)の書類を持参して提出すること。
      - (2) 省令第二十条第二項に規定する者
        - 同項に規定する評価方法の改正の日から百二十日以内に(二)の地域振興局総務企画部総務経理課に(二)の書類を持参又は郵送して提出すること。
    - 申立てに必要な書類
      - (一) 省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書
      - 経営規模等評価結果通知書の写し
      - 総合評定値通知書の写し(総合評定値の通知を受けた場合に限る。)
      - (4)(3)(2)(1) 異議を申し立てる理由を証する書類(法第二十七条の二十八の規定により申立てを行う場合に限る。)
      - (三) 再審査の結果の通知
        - 省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書(再審査前の総合評定値を通知した場合は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の郵送により通知する。)
  - 六 問い合わせ先
    - 秋田市山王四丁目一番一号
    - 秋田県建設交通部建設管理企画・建設業班(電話〇一八 八六〇 二四二五)
- 秋田県告示第二百三十七号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十六年三月十六日
- 秋田県知事 寺 田 典 城

道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区		間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧		新	旧	新	旧	新	旧		
			比内大葛鹿角線	比内大葛鹿角線						
					B	A	B	A		
			北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	六・五〇〇〃三九・〇〇〇	一・〇二九
					B	A	B	A		
			北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	六・五〇〇〃三九・〇〇〇	一・〇二九
					B	A	B	A		
			北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	四・〇〇〇〃九・〇〇〇	〇・七〇六
					B	A	B	A		
			北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	六・五〇〇〃三九・〇〇〇	一・〇二九
					B	A	B	A		
			北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	四・〇〇〇〃九・〇〇〇	〇・七〇六
					B	A	B	A		
			北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字寺ノ沢金山一三二番一地先まで	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先から字二タ又二五番一地先まで	六・五〇〇〃三九・〇〇〇	一・〇二九

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十六年三月十六日から同月二十九日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十六年三月十六日

秋田県告示第百三十八号

秋田県知事 寺田典城

道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区		間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧		新	旧	新	旧	新	旧		
			千畑大曲線	千畑大曲線						
					B	A	B	A		
			千畑大曲線	千畑大曲線	仙北郡仙北町板見内字長仙寺二四番一地先から字大面九三番地先まで	仙北郡仙北町板見内字長仙寺二四番一地先から字大面九三番地先まで	仙北郡仙北町板見内字長仙寺二四番一地先から字大面九三番地先まで	仙北郡仙北町板見内字長仙寺二四番一地先から字大面九三番地先まで	五・四〇〇〃二二・八〇〇	一五・三・五
					B	A	B	A		
			千畑大曲線	千畑大曲線	仙北郡仙北町板見内字長仙寺二四番一地先から字大面九三番地先まで	仙北郡仙北町板見内字長仙寺二四番一地先から字大面九三番地先まで	仙北郡仙北町板見内字長仙寺二四番一地先から字大面九三番地先まで	仙北郡仙北町板見内字長仙寺二四番一地先から字大面九三番地先まで	五・四〇〇〃二二・八〇〇	一五・三・五
					B	A	B	A		
			千畑大曲線	千畑大曲線	仙北郡仙北町板見内字長仙寺二四番一地先から字大面九三番地先まで	仙北郡仙北町板見内字長仙寺二四番一地先から字大面九三番地先まで	仙北郡仙北町板見内字長仙寺二四番一地先から字大面九三番地先まで	仙北郡仙北町板見内字長仙寺二四番一地先から字大面九三番地先まで	九・〇〇〇〃三七・六〇〇	一三・八・五

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十六年三月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第二百三十九号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
			埴川能代線	能代市比八田字西田表七三番から字東田表三三九番地先まで		九・〇〇〇}{一三・二二〇	〇・二二〇
			埴川能代線	"		一〇・五〇〇}{一三・二二〇	〇・二二〇

二 供用開始の期日 平成十六年三月十六日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十六年三月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第二百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
			浅舞醍醐線	平鹿郡平鹿町浅舞字間兵衛野二番三から一番地先まで		一〇・〇〇〇}{一四・〇〇〇	〇・二二〇
			浅舞醍醐線	"		一三・〇〇〇}{一九・〇〇〇	〇・二二〇

二 供用開始の期日 平成十六年三月十六日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十六年三月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第二百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	土川神岡線	仙北郡神岡町神宮寺字上高野二四番地先から三五番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年三月十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十六年三月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第二百四十二号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を指定し、及び同令第十条第一項の規定により当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。  
 平成十六年三月十六日

一 指定する道路の路線名及び区間

秋田県知事 寺 田 典 城

路線名	区 間
一般国道百一号	男鹿市船越字内子二百九十四番七十四地先から南秋田郡天王町天王字蒲沼九十二番四地先まで
一般国道百二号	南秋田郡天王町天王字蒲沼九十二番四地先から同町天王字棒沼台二百四十七番十九地先まで 鹿角市十和田錦木字赤沢田十九番地先から大館市池内字上野百三番二地先まで 大館市根下戸字赤沼二十六番二地先から同市立花字上立花百八十番一地先まで

二 指定する期日 平成十六年三月二十二日

一般国道百五号	大館市池内字上野百三番三地先から同市池内字田中九百八十八番地先まで
県道本荘西仙北角館線	北秋田郡鷹巣町中屋敷字林岱三十四番一地先から同町綴字字大堤三百九十七番一地先まで
県道男鹿八竜線	仙北郡西仙北町刈和野字三枚橋五十七番地先から同町刈和野字刈和野二百九十九番地先まで
県道秋田天王線	男鹿市船越字内子二百九十四番七十四地先から南秋田郡若美町払戸字大樋百三十番一地先まで
県道寺内新屋雄和線	南秋田郡天王町天王字蒲沼九十二番一地先から同町天王字棒沼台二百四十七番十九地先まで
県道弘戸箱井線	秋田市飯島字砂田三十三番十一地先から同市飯島道東二丁目百九十七番一地先まで
県道あきた北空港東線	秋田市寺内字蛭根八十五番三十八地先から同市新屋町字割山二百七十三番二地先まで
県道あきた北空港西線	南秋田郡若美町払戸字大樋百三十番一地先から同町払戸字渡部九十六番二地先まで
	北秋田郡鷹巣町脇神字八ヶノ下三十四番十地先から同町中屋敷字林岱三十四番一地先まで
	北秋田郡鷹巣町脇神字八ヶノ下三十四番十地先から同町今泉字根立場二番二百十一地先まで

三 通行方法

- 一 一の道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
- (一) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (二) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で、「背高」と表示した標識を、車両の後方が見やすい箇所に掲げること。
- (三) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

秋田県告示第二百四十三号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川 草生津川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年三月二日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
秋田市八橋本町六丁目三百七十五番十六及び三百七十五番十七の一部	土 地	一五〇・九八平方メートル

四 その他

関係図面は、建設交通部河川課及び秋田地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第二百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 五城目町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 五城目都市計画公園事業 第一号戸村堰緑道
- 三 事業施行期間 平成三年六月十八日から平成十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 変更なし

秋田県告示第二百四十五号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

証紙売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
秋田市広面字樋口十八番地二十二小玉大和	秋田市広面字樋口十八番地二十二	平成十六年三月九日

公 告

秋田県電子県庁基盤構築業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

平成十六年三月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 企画提案書の提出を求める事項

- (一) 企画提案書の提出を求める業務(以下「公告業務」という。)(の名称 秋田県電子県庁基盤構築業務)
  - (二) 公告業務の内容 秋田県における業務システムの基盤共通化による事務の効率化、省力化を図るため、電子県庁基盤の設計開発を行う。
  - (三) 履行場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁
  - (四) 履行期限 平成十七年三月三十一日(木)
- 二 企画提案書を提出する者に必要な資格
- 企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外の者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格(以下「提出資格」という。)を有すると知事に認定されたものとする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者
  - (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者でその事実があつた後二年を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)
  - (三) 提出資格の認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者
- 三 提出資格の認定の手続
- (一) 提出資格の認定の申請
    - 企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。
    - 提出書類及び提出部数
      - (1) 次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書(以下「申請書」という。)
      - 二部
        - ア 住所又は所在地、氏名又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の氏名並びに電話番号
        - イ 申請の日における職員数及び専門分野別技術職員の資格等
        - ウ 申請の日までに履行した公告業務と同程度の同種又は類似のシステム構築業務の履行内容
      - エ 公告業務の履行体制(担当者の職、資格、経験等)
      - オ 提出方法
      - 持参し、又は郵送すること。
    - (2) 提出期間

- (一) 平成十六年三月十六日(火)から同月二十三日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着)とする。
  - なお、提出後における申請書の追加及び変更は認めない。
  - (4) 提出場所 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県企画振興部情報企画課(電話〇一八 八六〇 四二七二)
  - (二) 提出資格の認定の時期 平成十六年三月下旬
  - (三) 提出資格の認定の結果の通知 提出資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。
  - (四) 提出資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明
    - (1) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(三)による通知を受けた日から七日以内に、説明を求める旨を記載した書面を(4)の場所に提出しなければならない。
    - (2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があつた日から七日以内に書面により回答する。
- 四 企画提案書の提出手続
- (一) 提出書類
    - 次に掲げる事項を記載した企画提案書(A四版横長用紙、横書き、左とじ)十部
    - 提案するシステムの概要
    - ソフトウェアの内容
    - ハードウェアの内容
    - システムの開発方法
    - システムの維持管理の方法
    - 経費の概算額及びその内訳
  - (二) 提出方法 持参し、又は郵送すること。
  - (三) 提出期間
    - 提出資格認定の日から平成十六年四月二十六日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着)とする。
    - なお、提出後における企画提案書の追加及び変更は、認めない。

- (四) 提出場所
  - (一) (四)に同じ。
  - (二) (三)及び(四)に同じ。
- 五 最優秀提案者の選定等
  - (一) 選定に関し審査する事項
    - (1) 企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。
      - (1) 公告業務に関する説明書の理解度並びに企画提案書の内容の確性、創造性及び実現性
      - (2) 公告業務の実施設計及び実施方法の妥当性
      - (3) 公告業務を履行する能力
      - (4) 公告業務と同程度の同種又は類似の業務に係る実績
      - (5) 公告業務の履行に係る経費の額
  - (二) 選定方法
    - 次により、第一段階及び第二段階の選定を行う。ただし、提案者が少数である場合等においては、第一段階の選定を行わないことがある。
      - (1) 第一段階
        - 提出された企画提案書を審査し、優秀なものを五件程度選定する。
      - (2) 第二段階
        - 第一段階で選定された企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を決定する。
    - (三) 選定の時期
      - 選定は、平成十六年五月二十一日(金)までに行う。
    - (四) 選定の結果の通知
      - 選定の結果については、書面により速やかに通知する。
- 六 公告業務に関する説明書の交付期間及び交付場所
  - (一) (3)及び(4)に同じ。
  - (二) (3)及び(4)に同じ。
- 七 その他
  - (一) この公告に係る手続において使用する言語及び通関
    - 日本語及び日本国通貨
  - (二) 提出された企画提案書は返却しない。
  - (三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
  - (四) 最優秀提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。
  - (五) 問い合わせ先

八 概要  
秋田県企画振興部情報企画課 電話〇一八 八六〇 四二七一

- Summary
- (1) Subject matter
  - Proposals for the creation of an electronic prefecture base system
- (2) Deadline for the submission of proposals
  - 5:15 P.M. 26 April, 2004
- (3) Contact information
  - Information Planning Division, Planning & Development Department, Akita Prefectural Government
  - 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan, TEL 018-860-4272

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(0862)876600 FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄